

令和6年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人大徳会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和6年10月10日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- ・社会福祉法人会計基準に基づき、適切な会計処理を行うこと。

文書指摘事項	是正・改善状況報告
<p>1</p> <p>附属明細書について、次の不備があった。</p> <p>(1) 法人単位事業活動計算書の国庫補助金等特別積立金取崩額(△3,859,849円)と国庫補助金等特別積立金明細書のサービス活動費用の控除項目として計上する取崩額(3,990,255円)が一致していなかった。</p> <p>(2) 玉真園拠点区分の積立金・積立資産明細書について、退職給付引当資産が記載されていないかった。</p> <p>ついては、附属明細書は計算書類の内容を補足する重要な事項を表示するものであり、計算書類における金額と一致しなければならないことから、計算書類の附属明細書の作成にあたっては、計算書類との整合性を図るとともに、必要事項を漏れなく記載すること。</p> <p>また、(1)については、不一致の原因を明らかにして報告するとともに、計算書類に誤りがあることにより過年度修正の必要があれば修正すること。</p> <p style="text-align: center;">(会計省令第2条、第30条) (運用上の取扱い25別紙3 (7) (12))</p>	
<p>2</p> <p>現金の管理について、会計責任者が毎日の金銭残高の確認を行っていないかった。</p> <p>ついては、出納職員は、毎日の現金出納終了後の現金出納帳及び小口現金出納帳による金銭残高の照合結果について、もれなく会計責任者へ報告すること。また、報告を受けた会計責任者はその事実の内容を確認すること。</p> <p>なお、会計責任者は、帳簿に押印するなどの方法で照合の事実の客観的記録を残すことが望ましい。</p> <p>本件については、前々回も同様の口頭指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p style="text-align: center;">(経理規程第30条第1項)</p>	